

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第九号

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一号中「地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）」を「都道府県知事」に改める。

第五十五条第二項第一号、第六十一条第一号及び第百三条第三号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改める。

附則第七条中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。